

令和7年広審第4号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和5年8月27日11時10分

香川県葛島南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数 3.3トン

登 録 長 11.03メートル 7.47メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 ディーゼル機関

出 力 279キロワット 58キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室の右舷側に舵輪及び機関操縦レバー、同室前方の右舷側にレーダー、その左舷側にGPSプロッターをそれぞれ装備したFRP製遊漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、釣り客7人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和5年8月27日06時20分岡山県宇野港を発し、香川県直島北方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、06時29分前示釣り場に到着して移動をしながら遊漁を行い、10時57分香川県荒神島北西方約400メートル沖合の釣り場に至り、漂泊した状態で遊漁を再開したものの、僚船から良好な釣果情報を得たので釣り場を移動することとし、11時07分前示釣り場を発進して、直島西方約200メートル沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、10ノット以上の速力で航行すると船首が浮上し、操舵室舵輪後方の操縦席に腰を掛けた姿勢で前方を見ると、正船首から右舷側に約9度、同左舷側に約13度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素、船首を左右に振って船首死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、11時07分半葛島灯台から214度（真方位、以下同じ。）940メートルの地点で、針路を050度に定め、機関を回転数毎分1,400にかけ、14.0ノットの速力（対地速力、以

下同じ。)で、手動操舵によって進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、正船首1,020メートルのところに、Bを視認することができ、同船が同じ方向を向いて移動しないことから、漂泊していることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、針路を定める前に船首方を一見して船舶を見かけなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

a受審人は、Bを避けることなく続航し、11時10分葛島灯台から116度290メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷船尾部に、前方から78度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の東北東風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや後方に操舵区画を配し、同区画右舷側に舵輪及び機関操縦レバーをそれぞれ装備したFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、同日07時00分宇野港を発し、直島西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、07時10分前示釣り場に到着し、漂泊して釣りをを行い、釣果を求めて移動を繰り返した後、11時05分衝突地点付近で、北西に向首し、機関を中立運転として漂泊を始め、釣りを再開した。

b受審人は、11時07分半衝突地点で、船首が308度を向いていたとき、左舷船首78度1,020メートルのところにAを初認し、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中のAがいずれ漂泊している自船を避けるものと思

い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったので、この状況に気付かなかった。

b受審人は、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、11時10分僅か前左舷至近にAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が308度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首から船尾に至る船底外板に擦過傷及び推進器翼に曲損等を生じたが、のち修理され、Bは、左舷船尾部外板に亀裂及び操舵区画に損壊等を生じ、のち廃船処理された。

(航法の適用)

本件は、葛島南方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近は、海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないから、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、葛島南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、葛島南方沖合において、直島西方沖合に向けて航行する場合、船首死角を生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのない

いよう、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、針路を定める前に船首方を一見して船舶を見かけなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせ、Bを廃船とさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、葛島南方沖合において、釣りのため漂泊中、Aを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中のAがいずれ漂泊している自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けてAとの衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせ、Bを廃船とさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年6月25日

広島地方海難審判所

審判官 井手 則 義